

後期高齢者医療制度のお知らせ

● 保険証(被保険者証)を更新します

7月31日まで **うすい青色** → 8月1日から **うすい緑色**

後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、笠松町に住所を有する75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成30年7月31日ですので、8月1日からは7月中に郵送する新しい保険証をご使用ください。

古い保険証を処分される時は、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	笠松 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成31年7月31日
後期高齢者医療被保険者証 有効期限 被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇 平成31年7月31日 住所 岐阜県笠松町司町1番地	
氏名	笠松 太郎 性別 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成30年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	39213038
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

● 平成30年度の保険料額が決定しました

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成30年度の保険料は、平成29年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料の決まり方】

平成30年度の保険料	=	均等割額	+	所得割額
限度額62万円(年額) ※100円未満切捨て		被保険者1人当たり 41,214円		被保険者の所得※ × 所得割率7.75%
※所得=総所得金額等-33万円(基礎控除額)				

● 保険料軽減措置の見直しについて

保険料の軽減措置は、特例措置が続けられてきましたが、平成29年度から段階的に見直しが行われており、平成30年度は次のとおり改正されます。安定した医療制度の運営のため、ご理解をお願いします。

①被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

平成30年度分の保険料「均等割額」の軽減割合は7割軽減から5割軽減へ変更されます。保険料「所得割額」の負担はありません。なお所得が低い方に対する軽減にも該当する方は、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)

②保険料「所得割額」の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方へ適用されていた「所得割額」の2割軽減措置は平成30年度から廃止されます。

③保険料「均等割額」の軽減(2割、5割軽減については判定基準額を拡大し、対象を広げます)

軽減割合	世帯(被保険者と世帯主)の平成29年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、被保険者全員が所得0円の場合(公的年金控除額は80万円として計算)
8.5割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯
5割軽減	「33万円(基礎控除額)+27.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯(改正 27万円→27.5万円)
2割軽減	「33万円(基礎控除額)+50万円×世帯の被保険者数」以下の世帯(改正 49万円→50万円)

(注)均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は9割軽減判定時を除き、年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

【問合せ】住民課 ☎388-1115

ごみを減らしましょう ~廃棄物減量等推進員会議を開催しました~

5月23日、笠松中央公民館で笠松町廃棄物減量等推進員会議を開催し、町内会長と廃棄物減量等推進員併せて約130人が出席されました。今年度から新たに廃棄物減量等推進員になられた120人を代表して田中 昌夫さん(弥生町)に、広江町長から委嘱状を交付しました。

出席者の方々は、笠松町のごみ処理やリサイクルの状況について、熱心に学びました。



廃棄物減量等推進員会議の様子

〈笠松町のごみ発生量と処理費用の状況〉

単位: トン

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
燃えるごみ	3,651	3,641	3,632
燃える大型ごみ	384	360	350
金物・ガレキ	241	215	189
資源ごみ	399	357	353
事業系ごみ	2,896	2,859	2,823
合計	7,571	7,432	7,347
塵芥処理費※	315,345千円	545,817千円	544,338千円

※塵芥処理費とは、ごみのステーション回収や燃えるごみの積替え、運搬、焼却処分など、笠松町のごみ処理に要する費用がすべて含まれています。

広報かさまつ5月号『ごみを減らしましょう』の記事の中で、「白色トレイはスーパーなどに設置されている“店頭回収ボックス”へ出してください」と掲載しましたが、「白色トレイはなるべくスーパーなどに設置されている“店頭回収ボックス”へ出してください」の誤りです。白色トレイは引き続き「プラスチック製容器包装」としても回収いたしますのでよろしくお願いいたします。